

教育委員会教育長 訓令番号	教育委員会教育長訓令名	公布年月日
教育委員会教育長 訓令第1号	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を 改正する訓令	令和2年4月1日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 組織規則第2条に規定する課及び室の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）、生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) 校長 組織規則第4条第5項に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の校長並びに同項に規定する<u>高等学校（以下「高等学校」という。）及び同項に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の校長をいう。</u></p> <p><u>(10) 副校長 小学校等及び中等教育学校の副校長をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(校長及び副校長の専決事項)</p> <p>第4条 <u>小学校等の校長の専決事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>小学校等の教職員（教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。</u></p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 課長 組織規則第2条に規定する課及び室の長、組織規則第4条第3項に掲げる第2類の施設又は機関の長（うらわ美術館にあっては、副館長）、<u>組織規則第4条第5項に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の校長、</u>生涯学習総合センター副館長及びさいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課の長をいう。</p> <p>(9) 校長 組織規則第4条第5項に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の校長をいう。</p> <p style="text-align: center;">(校長の専決事項)</p> <p>第4条 校長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校等の教職員（教育職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。以下同じ。）</p>

）、学校栄養職員及び事務職員（さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）別表第3の規定の適用を受ける者（以下「学校事務職員」という。）に限る。）をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。

(2)～(4) [略]

2 高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の校長の専決事項については、市専決規程別表第2を準用する。この場合において、同表の規定中「局長」とあるのは「副教育長」と、「課長」とあるのは「校長」と読み替えるものとし、同表第2の2 人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。

3 前項に定めるもののほか、高等学校の校長の専決事項については、第1項第4号の規定を準用する。この場合において、「小学校等の教職員」とあるのは、「高等学校の教育職員」と読み替えるものとする。

4 第2項に定めるもののほか、中等教育学校の校長の専決事項については、第1項各号の規定を準用する。この場合において、「小学校等」とあるのは、「中等教育学校」と読み替えるものとする。

5 副校長の専決事項は、校長の専決事項のうち、校長があらかじめ指定した事項とする。

別表（第3条関係）

個別専決事項

管理部			
課所名	専決事項	課長	副教育長
教育総務課	1～6 [略]		
	7 [略]		
	8 [略]		
	9 [略]		
	10 [略]		
	11 [略]		
	12 [略]		
	13 [略]		
[略]			

学校教

校栄養職員及び事務職員をいう。以下同じ。）の扶養手当の額等を認定すること。

(2)～(4) [略]

別表（第3条関係）

個別専決事項

管理部			
課所名	専決事項	課長	副教育長
教育総務課	1～6 [略]		
	7 職員の旧姓の使用及び使用の中止を承認すること。		○
	8 [略]		
	9 [略]		
	10 [略]		
	11 [略]		
	12 [略]		
	13 [略]		
[略]			

学校教

育部			
課所名	専決事項	課長	副部長 副教育長
[略]			
教職員 人事課	<p>1 小学校等及び中等教育学校の教職員（中等教育学校にあっては、学校栄養職員及び学校事務職員に限る。）の職務専念義務の免除をすること。（校長の専決に係る場合を除く。）</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 非常勤講師（高等学校等の非常勤講師を除く。）を任免すること。</p> <p>7 小学校等の校長の休暇を承認すること。（特別休暇については、引き続き3日以上の場合に限る。）</p> <p>8 [略]</p> <p>9 小学校等の校長の旅行（宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。）を命令すること。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 教職員の健康診断を実施すること。</p>	○	○
教職員 給与課	<p>1 教職員の昇給を決定すること。</p> <p>2 教職員の単身赴任手当の額を決定し、又は改定すること。</p> <p>3 高等学校の教育職員の第4条第1項第1号から第3号までに規定する手当の額等を認定し、決定し、又は改定すること。</p>	○	○
指導1 課及び 特別支 援教育 室（共 通）	<p>1 教育指導計画（高等学校等を除く。）を受理すること。</p> <p>2 準教科書（高等学校等を除く。）の使用を承認すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 校外行事実施届（高等学校等を除く。）及び実施報告書（高等学校等を除く。）を受</p>	○	○

育部			
課所名	専決事項	課長	副部長 副教育長
[略]			
教職員 人事課	<p>1 小学校等の教職員の職務専念義務の免除をすること。（校長の専決に係る場合を除く。）</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 非常勤講師（高等学校を除く。）を任免すること。</p> <p>7 校長の休暇を承認すること。（特別休暇については、引き続き3日以上の場合に限る。）</p> <p>8 [略]</p> <p>9 校長の旅行（宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。）を命令すること。</p> <p>10 [略]</p> <p>11 小学校等の教職員の健康診断を実施すること。</p>	○	○
教職員 給与課	<p>1 小学校等及び高等学校の教職員の昇給を決定すること。</p> <p>2 小学校等の教職員の単身赴任手当の額を決定し、又は改定すること。</p> <p>3 高等学校の教育職員の給与に係る決定（昇給の決定を除く。）、認定等をする事</p>	○	○
指導1 課及び 特別支 援教育 室（共 通）	<p>1 教育指導計画（高等学校を除く。）を受理すること。</p> <p>2 準教科書（高等学校を除く。）の使用を承認すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 校外行事実施届（高等学校を除く。）及び実施報告書（高等学校を除く。）を受</p>	○	○

	理すること。			
	5 研修会開催願（ <u>高等学校等</u> を除く。）を受理すること。	○		
	6 教育実習（ <u>高等学校等</u> を除く。）を承認すること。	○		
	7 授業日及び休業日の振替（ <u>高等学校等</u> を除く。）を承認すること。	○		
	8 校務分掌及び組織報告書（ <u>高等学校等</u> を除く。）を受理すること。	○		
	9 学級担任及び教科担任報告書（ <u>高等学校等</u> を除く。）を受理すること。	○		
	10 [略]			
	11 研修会等への教職員の派遣申請（ <u>高等学校等</u> を除く。）を受理すること。	○		

	ること。			
	5 研修会開催願（ <u>高等学校</u> を除く。）を受理すること。	○		
	6 教育実習（ <u>高等学校</u> を除く。）を承認すること。	○		
	7 授業日及び休業日の振替（ <u>高等学校</u> を除く。）を承認すること。	○		
	8 校務分掌及び組織報告書（ <u>高等学校</u> を除く。）を受理すること。	○		
	9 学級担任及び教科担任報告書（ <u>高等学校</u> を除く。）を受理すること。	○		
	10 [略]			
	11 研修会等への教職員の派遣申請（ <u>高等学校</u> を除く。）を受理すること。	○		

[略]

[略]

高校教育課	1 <u>高等学校等</u> の予算を配当すること。	○		
	2 <u>高等学校等</u> の教育職員の職務専念義務の免除をすること。（校長の専決に係る場合を除く。）	○		
	3 <u>高等学校等</u> の教育職員の営利企業等従事を許可すること。		○	
	4 <u>高等学校等</u> の教育職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1) 校長 (2) [略]		○	
	5 <u>高等学校等</u> の教育職員の配偶者同行休業を承認すること。 (1) 校長 (2) [略]		○	
	6 <u>高等学校等</u> の教育職員（校長及び実習助手を除く。）の大学院修学休業、修学部分休業及び自己啓発等休業を承認すること。	○		
	7 <u>高等学校等</u> の非常勤講師を任免すること。		○	
	8 <u>高等学校等</u> の校長の休暇を承認すること。（特別休暇については、引き続き3日以上	○		

高校教育課	1 <u>高等学校</u> の予算を配当すること。	○		
	2 <u>高等学校</u> の教育職員の職務専念義務の免除をすること。（ <u>高等学校</u> の校長の専決に係る場合を除く。）	○		
	3 <u>高等学校</u> の教育職員の営利企業等従事を許可すること。		○	
	4 <u>高等学校</u> の教育職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 (1) <u>高等学校</u> の校長 (2) [略]		○	
	5 <u>高等学校</u> の教育職員の配偶者同行休業を承認すること。 (1) <u>高等学校</u> の校長 (2) [略]		○	
	6 <u>高等学校</u> の教育職員（校長及び実習助手を除く。）の大学院修学休業、修学部分休業及び自己啓発等休業を承認すること。	○		
	7 <u>高等学校</u> の非常勤講師を任免すること。		○	
	8 <u>高等学校</u> の校長の休暇を承認すること。（特別休暇については、引き続き3日以上	○		

	の場合に限る。)			
9	高等学校等の教育職員（校長を除く。）の8日以上病気休暇等に係る指示をすること。	○		
10	高等学校等の校長の旅行（宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。）を命令すること。	○		
11	高等学校等の教育職員の海外研修等を承認すること。 (1) 校長 (2) [略]	○	○	
12	高等学校等の教育指導計画を受理すること。	○		
13	高等学校等の準教科書の使用を承認すること。	○		
14	高等学校等の校外行事届を受理し、及び校外行事を承認すること。	○		
15	高等学校等の授業日及び休業日の振替を承認すること。	○		
16	高等学校等の校務分掌に係る報告書を受理すること。	○		
17	高等学校等の教育実習を承認すること。	○		
18	高等学校等の学級担任及び教科担任報告書を受理すること。	○		
[略]				

	場合に限る。)			
9	高等学校の教育職員（校長を除く。）の8日以上病気休暇等に係る指示をすること。	○		
10	高等学校の校長の旅行（宿泊を要する県外出張又は連続する3日以上の出張に限る。）を命令すること。	○		
11	高等学校の教育職員の海外研修等を承認すること。 (1) 高等学校の校長 (2) [略]	○	○	
12	高等学校の教育指導計画を受理すること。	○		
13	高等学校の準教科書の使用を承認すること。	○		
14	高等学校の校外行事届を受理し、及び校外行事を承認すること。	○		
15	高等学校の授業日及び休業日の振替を承認すること。	○		
16	高等学校の校務分掌に係る報告書を受理すること。	○		
[略]				

高等学校	1 高等学校の教育職員の職務専念義務の免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号及び第2号並びにさいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第7号、第10号から第12号まで及び第13号（別に定める場合に限る。）に限る。）をすること。（高等学校の校長にあっては、引き続き3日以上の場合を除く。）
------	---

[略]

[略]

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。